

任意団体 白石島新港学術利用協会 規約

(名称)

第1条 この会は、任意団体 白石島新港学術利用協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、岡山県笠岡市白石島3035番2号に置く。

(目的)

第3条 本会は、白石島新港及び白石島新港海洋研究所（以下「研究所」という。）を学術利用する為に規約を制定し、スケジュール等の利用管理を行うことで円滑に利用できるようにする事と、本会の周知活動により、多くの個人及び団体が参画できるようにすることを目的とし令和6年6月25日に設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 白石島新港の学術利用推進
- (2) 本会規約および白石島新港海洋研究所 施設利用規約の制定、改定および遵守
- (3) 本会の周知活動
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 個人会員は、この会の目的に賛同し入会した個人とする。
- (2) 団体会員は、この会の目的に賛同し入会した団体とする。

(会員の権利)

第6条 会員は、研究所の施設又は、施設内の設備利用時に施設利用申請書を提出しなくても実験計画書のみで実験を実施できる。

2 団体会員は、実験計画書に必ず利用者名簿を添付する。

(入会)

第7条 会員の入会については、白石島新港で実験へ従事した研究者又は団体（以下「研究者他」という。）又は、実験を予定とする研究者他とする。

- 2 会員として入会しようとする研究者他は、入会申込書により事務局へ申し込むものとする。
- 3 研究者他は、入会の前に必ず実験計画書を提出するものとする。

(退会)

- 第8条 会員は、退会届を事務局へ提出し任意に退会することができる。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該会員を退会させることができるものとする。
- (1) 会員が、本規約に違反したことが明らかとなったとき
 - (2) 会員、会員の役員及び関連会社等が、反社会勢力と関係があることが判明したとき
 - (3) 会員が、当会に届け出た情報の全部もしくは一部が事実と異なることが判明したとき又は事実の重要な部分が真実と異なることが判明したとき
 - (4) 会員が、本会の運営に関し重大な支障を生じさせたとき
 - (5) 会員が死亡したとき

(秘密保持義務)

- 第9条 本会の活動において会員および役員（以下、「会員等」という）が他の会員等に対して開示する情報（個人情報を含む）、知識、経験、その他これらに類する一切の情報（形態が書面または口頭によるとを問わず、文書、図面、仕様書、電子メール、電子記録媒体その他一切の資料を含む）のうち、当該情報に秘密情報である旨を明示、又は通知したものについては、次の各号の一に該当するものを除き、秘密情報とする。
- (1) 当該情報を開示された者（以下、「受領者」という）が開示を受けた際、既に知っていた情報
 - (2) 受領者が開示を受ける以前に適法に保有していた情報
 - (3) 開示時において既に公知のもの、又は受領者の責によらずして公知となつた情報
 - (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負わされることなく受け取った情報
 - (5) 当該情報を開示した者（以下、「開示者」という）が第三者に対し秘密保持義務を負わせることなく開示した情報
 - (6) 受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (7) 受領者が裁判所の判決、決定もしくは命令、又は法令の定めにより第三者に対する開示を強制された情報
- 2 会員等は、開示者の同意を得た場合を除き、秘密情報を本会の活動以外のいかなる目的にも使用してはならず、また会員以外のいかなる者に対しても開示、又は漏洩してはならない。
- 3 会員等は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって取扱うものとし、本会の活動に必要な範囲を超えて複製、改変が必要なときは、開示者の同意を得なければならない。
- 4 秘密情報は開示者の財産であり、本会の活動における開示によって、営業秘密、著作権、又はその他の権利に基づくいかなる許諾も与えられないものとする。

5 会員等は、会の退会後および本会の終了後も、前各項に定める秘密保持義務を遵守しなければならないものとする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 事務局
- (4) 監査役

(選任)

第11条 役員は総会において、会員の中から選任する。

(職務)

第12条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局は、本会の事務全般を担当する。
- 4 監査役は、会の活動を監査する。

(総会)

第13条 本会の総会は、役員を持って構成し、必要があるときに不定期で開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業報告
 - (4) 役員の選任又は解任
 - (5) その他会の運営に関する重要事項

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

- 1 この規約は、令和6年6月25日から施行する。